

平成27年度 第1回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 平成27年8月6日(木) 午前10時から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中16名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄	下村 泰彦	丑野 正仁
北山 憲	中井 正司	出川 康二
清水 明治	古賀 秀敏	佐藤 一夫
畑中 政昭	大當 重彦	(代理：皆川 和徳)
辻野 治彦	東口 正一	合田 房雄
藤田 政明	高橋 妙子	(以上委員16名)

【欠席委員】 なし

【傍聴者】 2名

【日 程】 報告第1号 取石6丁目地区区域区分変更(線引き見直し)について
報告第2号 都市計画公園の見直しについて

【質疑応答】

・報告第1号、取石6丁目地区区域区分変更(線引き見直し)について

(委員) 6月24日にとろしプラザで開催された説明会への参加人数が12名ということであるが、A・D地区合わせた地権者数の合計は何名となるのか。

(事務局) 地権者の合計は50名である。

(委員) 参加できなかった方に別で説明の機会を設けることは考えているのか。

(事務局) 戸別に訪問し、当日の議事録と説明内容の報告を行った。

(委員) 市の方針として区域区分の変更を進めるのであれば、地権者との合意形成がなければ前に進むことはできないため、協議を重ねて今後とも引き続き努力していただきたい。

(事務局) 5年前にも合意形成が図れずに保留区域の設定となり現状に至り、今回も図れなか

った。同じことをしていても進まないと考えているので、今後賛同を得られる形として地元が主体となるような組織づくりといった新たな取組も考えていく。

(委員) 前回の地権者の意向調査報告後、反対の方への意見・要望に対して、市はどのように対応の検討を行い合意形成を進めようとしたのか。

(事務局) 市街化区域への編入については大きな反対はない。ただし、個別の反対意見として農業を継続したいという意見については、生産緑地制度の説明を行った。また、道路用地の無償提供への意見に対しては、道路整備により土地の価値が上昇することの説明を行ったが納得してもらっていない。今後も引き続き説明を行うことを考えている。

(委員) 納税猶予の部分は進めることができると考えるが、前回にも土地の無償提供についての反対があった中で、対応に曖昧な部分があるのではないか。無償提供に対して土地の価値の話をしてすれ違いのように思うので、無償提供に当たるものは何か考えていく必要があるのではないか。今現在、市街化区域の中の総合計、評価的な価格という形で口頭より文書として出すのも一定の考え方ではないか。価値観の問題という形になるかもしれないが、今後検討課題として進めて頂きたい。

(会長) 区画整理事業においては減歩といった考え方もあり、公平に全体に減歩があれば問題ないのであろうが、それについては市と地元で議論を頂きたい。

改めて保留区域が設定され、これから次の時限までには編入を進めないとその次はないかもしれない。地元の方々にとって良い方向になるよう進めていき、審議会にも状況報告をお願いする。

・報告第2号、都市計画公園の見直しについて

(会長) スケジュールにある付議案件は、見直しの検討を行う5つの都市計画公園全ての計画変更が対象になるのか。あるいは、港湾法による決定があるために高砂公園のみ先行して行うのかを確認したい。

(事務局) 現段階では5つ全てを同時に見直すことを考えている。

(会長) 基本的にはみどりの基本計画の方針に従い、5つの公園についての変更指針が必要になる。そのため、みどりの基本計画をどのように策定し、基本計画に対して本審議会でもどのように検討するかということについてご意見いただきたいとの事務局からの提案について、質問・意見をお願いしたい。

(委員) 資料7ページの5では高砂公園を廃止し、鴨公園・高師浜公園・蓮池公園・鳳浜公園を見直し、全体的な流れとして、蓮池公園は整備を進めるがその他については未開設の部分も含めて人口減少や財政面の問題で廃止するとなっている。しかし、平成26年度第3回の審議会では、高砂公園の4.8haを廃止するにあたり、機能

移転は可能かもしれないが、全体的な面積の確保が必要であるために、拡充整備の必要があると説明があった。5つ全てを廃止すると更に面積が減ることになるが、大阪府との協議の中で面積を確保する必要はないということになったのか。

(事務局) 前回説明した内容では、機能移設が一番重要となる。面積要件については、高砂公園が4.8haであり、蓮池公園が1.7haである。減少した面積を全て蓮池公園で確保することは、市では考えておらず、機能移設をすればよいので市内各所で分散することを考えている。5つの公園についての方向性は決まっておらず、まずはみどりの基本計画の中で、高石市の条例にある10㎡/人の公園面積を目標とし、全てを廃止する前提ではなく見直しをする。

(委員) 例えば高砂公園を廃止する場合、減少した4.8haの面積を一定確保する必要があると認識している。面積確保には新規の公園が必要であるが、前述の背景もあるため、新規には作らずに公園面積を純減させてもよいとなったのか。前回、現状の計画では機能移設に必要な面積を確保できないため、整備の際は拡充整備する必要があり、蓮池公園は現状の1.7haではなくもっと広げる必要があると説明があった。高砂公園で減少した4.8haを蓮池公園の拡充で全て確保することはできないかもしれないが、現状蓮池公園の都市計画決定面積の拡大という前提で考えているのか。

(会長) 前回の議論では、減少する4.8haについては、面積要件を全て他の公園で満たすことは難しく、大阪府と協議を行い同じ面積を補充する必要は必ずしもないということになるかもしれないということであったと思う。ただし、機能については移転を行う必要があるとなっていたはずであるので、もう一度事務局から説明頂きたい。

また、記載のある5つ全てが減少するのではなく、蓮池公園は増加となっているため減少するのは4つである。高砂公園は廃止の方向で検討、蓮池公園は1.7haか、あるいは1.7ha以上なのかは不明であるが、移転先として検討をされるのか。他の3つについては、長期間にわたり制限をしているため、廃止に向けて検討すると理解したが、再度整理をして回答頂きたい。

(事務局) 現状では、高砂公園の減少面積を確保する方法として、蓮池公園の区域拡大と共に、都市公園として位置づけられていない公園や緑地等を新たに都市公園として位置づける検討も行っており、それも含めて今後報告を行う。

(会長) 計画決定されている5つについては長期制限の面も含めて見直しを行う。委員からの指摘事項については、全面的に面積要件を満たすかわからないが、蓮池公園を含めてその他の公園での確保についても検討を行うということで委員、よろしいか。

(委員) はい。

(会 長) みどりの基本計画との関係性について委員の意見を聞きたい。

(委 員) 資料7ページの5の表にある5つの公園に関連して話させていただく。

緑化および公園緑地に関する一番の上位の計画は、みどりの基本計画と呼ばれている計画であり、本市も策定している。以前には昭和の時代に作られていた緑のマスタープランがあったが公開する義務はなかった。本市はどうかかわからないが、一般的には現地の状態によらず市の意向のみで公園の位置や規模を決めていることが多い計画である。それがみどりの基本計画になり、公開の義務が与えられたため実現可能な計画に見直すことも必要であるが、見直しがかげられずにマスタープランから引き継いだ場合が多く、計画決定後から何十年も経過した公園をもう一度見直す必要があると言われ出してから久しい。他の市町村においても同じような課題があり、公園の見直しをかける時期としては適切な時期であると考える。

それに関連し、資料の決定面積の横に記載されている公園種別をご覧頂きたい。都市公園法で決められている公園の中の住区基幹公園の種別がここに書かれており、それが、この街区公園と近隣公園と地区公園である。参考までに、国が示している街区公園の標準面積は0.25ha、近隣公園は2ha、地区公園は4haである。標準面積より大きな公園もあるが、多くの公園は標準面積より小さいのが他市も含めた現状である。街区公園の0.25haで見た場合、高師浜公園、鳳浜公園とも標準よりも2倍、3倍の大きさの計画決定が打たれている。例えば、高師浜公園は0.20haが現在開設されており、0.1~0.2haの公園も多くあるため、十分ではないが数字だけの判断ではそれほど悪くないと考える。また、近隣公園については、蓮池が1.7haで、2haには少し足りないが、これもそれほど悪い数字ではない。反対に、高砂公園は4.8haで2倍以上となっている。地区公園は4haなので、鴨公園の7haも大きく計画決定が打たれている。

確認する必要があるが、今後開設する際、面積確保は機能移転等を含めて、他の都市計画で公園として指定していない緑地も都市公園として法的に位置づければ、1人当たりの公園面積も補充できるのではないかと。目標としている10㎡/人の公園面積の確保に対して、現状8.3㎡/人である。大阪市では4~5㎡/人程度であり、公園面積が同じでも人口減少により1人当たりの公園面積が増えてしまう数字ではあるが、これから公園をどう考えていくか、少子高齢化が進み、環境志向が高まり、さらに防災という切り口で公園を見直していこうという時期に来ているというのは確かなので、様々な要件を含みながら検討していく必要があると考える。

(会 長) 基本計画があればその方針やそれに沿った整備計画を受けて、本審議会では公園の廃止や新たな計画決定について委員の皆さんから意見を頂くのが本来の形であると考え。基本計画等の上位計画については、別途、専門の方々の意見を参考に策定し、それを受けて、審議会の中での議論になるのではないかと。

資料10ページのスケジュールでは、都市計画法と緑地法に分けていて、スケジュールの前後も含めてこの基本計画をどのような形で策定すべきかについてもご意見頂きたいと、事務局からの申し出にあった。前述の方法が一つの本来あるべき姿かと考えるが他にご意見があればお願いしたい。

(委員) 高砂公園を廃止する条件として代替公園が必要になる。蓮池公園は既に1.7haの計画があるため代替にはならず、新設公園が必要である。過去から申し上げてきたが、臨港地区にある高師浜野球場、高師浜多目的広場、テニスコートおよび市民会館跡地、旧図書館跡地、これらの面積を合計すれば高砂公園に匹敵する面積が確保でき、既に公園機能を十分に持った地域である。港湾法の改定のスケジュールも出されているが、この臨港地区が都市計画公園として認可されるかに、高砂公園の廃止の条件がかかっているのではないかと考えるが具体的に検討はされているのか。

(事務局) 述べられた今現在都市公園に位置づけられていない高師浜野球場等の5地区についてはそれぞれ面積を確認しており、それを都市公園に位置づけること、その他の区域でも、都市公園に位置づけられていないものを新たに位置づけることで、面積要件を確保することを項目の一つとして検討している。

(委員) 臨港地区の地域に加えてそれ以外の場所も含めて検討しているということだが、内陸部には大きな空地はない。

この公園が臨海奥部に作られた当初の目的は、おそらく工業団地が内陸からこの場所に集約してくるという状況のもとで、中小企業団地の従業員の憩いの場としてではないかと考える。開設当初は、食堂や駐車場もありもっと広い面積が確保されていた。しかし、実態としては、食堂もほぼ使われずに廃止され、公園も臨海で働いている方々の利用はほとんどない。すぐ隣にあった野球場も内陸の子供達を中心に使っていて、それも売却された。現状、子ども達が野球をしているグラウンドが2面となっており、実際の公園の機能としては当初の目的からは完全に外れた形となっている。特別防災区域内であり、内陸まで約2kmの距離がある場所に子供達が野球をする場所を置いておくこと自体が、安全面からすればよくないので、廃止されることについては全く問題ないかと考えるが、代替地をどのようにして確保するかが、一番の問題ではないか。

蓮池公園に機能移転するにしても、今の蓮池公園の面積では野球場は1面確保するのが精一杯であり、もう1面はどうするのか。市民会館の跡地、あるいは旧図書館の跡地の面積では大人の野球場は無理かと思うが、子供がするには十分対応できるグラウンドが確保できるのではないか。市の考え方として売却予定地になっているが、代替地の一つの候補としてしっかりと検討を行うべきである。

(会長) 高砂公園の廃止に対してどこでそれを担保するのかという議論が具体的にされているが、資料10ページにみどりの基本計画の改定が同時に出てきている。本来はみ

どりの基本計画に従って、将来公園をどうするか、また現状を計画に照らし合わせて見たときにどのようにするのかということを変更して検討することになるかと考える。基本計画を上位計画として位置づけて議論するのであれば、将来計画の目標年限に向け、10㎡/人を目標に本来緑地公園が持つべき機能についても一度整理を行い、整備方針が示されるのではなかろうか。策定した基本計画を受けて審議会で高砂公園の廃止の決定を判断頂く。その際、その基本計画に沿って、代替地となる公園やその他についての方針や今後検討すべきことについて意見を頂くことになるかと考える。

まずはみどりの基本計画について、本来基本計画の中で構成されるべき基本条件の目的・用途に対して今後どのように本市として確保、整備していくのかということを検討頂くことになるかと考える。

(委員) みどりの基本計画では、最終的に本市における緑の構造を緑の将来像として位置づける目標がある。その際の視点が緑のマスタープランのときから引き継がれている場合が多く、4つの視点から市の緑を考えていく。1つ目は環境を保全するような緑地の体系。2つ目は景観に対する景観の構造や緑地の構造。3つ目はレクリエーション活用する際の公園緑地や緑の構造。4つ目が防災緑地の構造。これらを個々に検討しながら全体集約を行い、一つの緑の将来像として本市がどういった緑をどの位置に残しながら、景観・環境保全・レクリエーション・防災の機能をどのように配置を行っていくかという緑の将来像を構築していくということの見直しになるか考える。

昭和期に作られた緑のマスタープランとの大きな違いとして、民間緑化をいかに推進していくかがある。民間とは企業・個人も含んでいる。行政が緑の構造を考えるが、行政だけではできないことは前から言われており、やはり民間の緑地が必要である。事業主の建物の前や、個人の庭の緑も皆で作っていき、そういう活動を通じたコミュニティーの醸成も含めながら、緑の総合的な計画として位置づけていこうというのが、みどりの基本計画の要点と考えている。

山の方の緑がある地域であれば、その山の緑や農地も含まれるが、そういった今まで環境省が管轄している緑も含め、国土交通省が担当している緑のみならず、その市域にある緑全体を一括で計画的に位置づけて、みんなでつくり守りましょうということをやっていくのがみどりの基本計画である。1980年頃の快適性やアメニティーと言われた時代からさらに環境指向が非常に高まる中で、生態系保全等の生き物に対する重要性、環境教育、市民に対する緑の意識の醸成等、全てのものを今後どう考えていくか。さらに、阪神淡路大震災以降、特に都市災害が注目されている中、防災面も配慮する必要がある。また、これから成熟型の社会を迎える中で、少子高齢化が進み、全ての要件が徐々に変化する中でもう一度見直しながら、右肩

上がりの都市というわけではなく、今までの蓄積をいかに保全し活用しながらといった構造に社会全体がなっているため、おそらく都市計画のマスタープランやみどりの基本計画・総合計画もそのようなことを背景にしながら見直しをかけていく必要があると、全国的に今言われている状況にある。

(会 長) 本市のみどりの基本計画をどの程度改定するのが重要な部分ではないか。特に防災面で南海トラフの津波は今までほとんど想定していなかったため、それに対してどうなのか。現状の避難公園の中でも、例えば高砂公園は危険の可能性があるので他の場所に用途移転をしないといけない。一方では市民のための用途としての公園、緑地も必要である。そのようなことを基本計画の中で見直して頂く。それが、このスケジュールでは11月～12月ぐらいに素案になっているが、この時期に確定できるのかという問題もある。市がどのような形で策定を予定しているのかの説明が必要ではないか。緑地の専門家のアドバイスを受けながら基本計画を策定するのが本来の形であると考えている。そのようにして策定した基本計画の中の1つとして、例えば高砂公園というのを廃止したほうがよいとなった場合、その代替となるような公園についての今後の方針を基本計画に沿った中身として審議会の中で提案頂き、委員に意見を頂く形になると考える。基本計画策定に向けての進め方について、説明頂きたい

(事務局) 本日意見を頂いたので、みどりの基本計画の改定に沿って公園の見直し等を行い、専門家の方にアドバイスを受けながら進めていきたいと考えている。

また、作成した素案を、第2回の審議会で報告するスケジュールで進めていきたい。

(会 長) スケジュールの第2回は報告でよいか。第3回は廃止を含めた5つの公園の計画変更について付議という理解でよいか。付議を第3回にするのか、第1回にするのかでスケジュールが違ってくるのではないか。

(事務局) 第3回の付議は、みどりの基本計画の付議と考えている。

(会 長) みどりの基本計画は専門家の方のアドバイスをいただきながらつくる上位計画であり、審議会の中で付議と言われると困る。基本計画そのものは別途作られるため、審議会で基本計画を作るのは違うのではないか。

基本計画策定の進捗状況を報告頂き、それについて審議会の皆さんからご意見をいただく機会を持つ。それを受けて基本計画を策定し、計画に沿って次の付議という流れが一般的と考える。基本計画そのものはこの審議会で決定しなくてもよいのではないか。基本計画は専門家の方々の意見を頂きながら、市として策定すればよいと考える。ただし、審議会委員の意見もできるだけ入れるといった形とし、3回目も報告でよいのではないか。頂いた意見を踏まえ、次の第1回までの間に基本計画を作成し、基本計画に沿ってこの都市計画審議会で公園の見直しについての付議を頂く。この中で、廃止・変更といったことを議論し決定するというのでいいので

はないか。

(事務局) みどりの基本計画のほうは、頂いた意見の通り、この場で報告させて頂き、都市計画公園の見直し等の際は、付議のほうをさせて頂く。

(会長) 3月末に基本計画の改定となっているが11月までに確定はしなくてもよい。第2回と第3回の2回分、ここで意見を頂けると考えてよいか。その間、基本計画については、専門家の方にアドバイザーになって頂き策定する。最後に計画を踏まえた形での付議を頂く形で進めたい。審議会の場では、廃止や見直しを念頭に置きつつ、基本的な考え方についての意見を頂きたい。

(委員) 来年度の第1回に基本計画に基づいて公園の廃止や見直しについて付議され、今年度の第3回は付議ではなく報告という理解でよいか。

(会長) その通りである。したがって、みどりの基本計画の策定もパブリックコメントを第3回の報告の後でよいのではないか。専門家にアドバイスをもらって基本計画の素案を策定し、審議会での意見を踏まえた上で確定案の作成後にパブリックコメントにかけるということで、少し後ろへスケジュールがずれるのではないか。パブリックコメントの意見を踏まえた上で、この審議会に対して事務局でその基本計画を踏まえて、改定案についての素案作成となると考える。本来は策定された基本計画を受けて、都市計画の変更や見直し案を策定し、それを議論いただいた上で、パブリックコメントをかけるのであるが、先に並行して進めることは可能か。審議会で見意見を頂くのと、市民の意見を頂くためのパブリックコメントを並行し、最後にどちらの意見も踏まえた上で、審議会で最終的に付議に対しての答申をいただくということでよいか。今の意見を踏まえたスケジュールに変更を行って頂きたい。

(事務局) 承知した。

【午前11時30分閉会】